

事務所だより

第60号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

労災保険の給付いろいろ - 第10回 -

二次健康診断等給付とは

今月は、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法と記載します）に基づく保険給付のうち、二次健康診断等給付について紹介します。

キーワードは「異常の所見」

直近の定期健康診断（以下、「一次健康診断」といいます。）において、脳血管疾患及び心臓疾患の発生に関連する項目に「要治療」や「要精密検査」などの異常の所見が認められる場合、二次健康診断等給付を受けられることがあります。

【受給要件四項目】

- （一）一次健康診断の結果、次のすべての検査項目に「異常の所見」があると診断されたこと。
 - ・ 血圧の測定 ・ 血中脂質検査 ・ 血糖検査 ・ BMI（肥満度）の測定
 - （二）脳や心臓疾患の症状を有していないこと
 - （三）一次健康診断またはその他で、医師から脳や心臓疾患の症状を有すると診断された場合、二次健康診断等給付を受けられることができません。
 - （四）労災保険の特別加入者ではないこと
- 二次健康診断等給付は、労災病院及び都道府県労働局長

が指定する病院もしくは診療所（以下「健診給付病院等」といいます。）で受けることができます。

給付は2種類

二次健康診断等給付は、二次健康診断と特定保健指導の二種類があります。任意で選択するのではなく、二次健康診断を受け、その結果をもとに発症予防を図るために医師等の面接による保健

指導を受けます。いずれも受診者の費用負担はありません。

・二次健康診断

原則として、一次健康診断を受診した日から3か月以内に受診しなければなりません。空腹時血中脂質検査や心エコー検査などの検査を受けることができます。

・特定保健指導

二次健康診断一回につき一回、栄養や運動・生活習慣に関する指導を医師または保健師から受けることがで

きます。ただし、二次健康診断の結果、脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していると診断された場合は受けることができません。

医療機関は限定

二次健康診断等給付を受けるには、労災病院及び都道府県労働局長が指定する病院もしくは診療所で二次健康診断を受診しなければなりません。

Q パートタイム労働者に関する法律が改正されたと聞きました。いつからどのような内容で施行されるのでしょうか。

パートタイム労働法の改正

A 今回のパートタイム労働法は、次の4つのポイントが改正されることとなりました。

- ①正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
無期労働契約を締結していなくても、職務内容が正社員と同一で人材活用の仕組みが正社員と同一であれば差別的取扱いが禁止となります。
- ②短時間労働者の待遇の原則の新設
通常の労働者の待遇との待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはなりません。
- ③パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設
雇い入れ時に、賃金制度、教育訓練や福利厚生施設の利用の機会などを説明しなければなりません。
- ④パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設
事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。
なお施行日は、公布の日（平成26年4月23日）から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日とされています。具体的な施行日は、労働政策審議会に諮って決定する予定です。

パート指標の活用

現状と課題を分析

厚生労働省が作成しているホームページ（パート労働ポータルサイト）に、「パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）」が掲載されています。

このパート指標は、各事業

所が行なうパートタイム労働者への雇用管理改善に向けて取組んだ結果、雇用管理や通常の労働者との均等・均衡待遇の現状と課題を分析することを目的としています。

設問は計六十八問

パート指標の設問には、パートタイム労働者の雇用管理を行なうにあたり、パートタイム労働法等に基づいて次の三つの項目が設定されています。

- ①. 事業主が「必ず実施しなければならない取り組み（義務項目）」
- ②. 事業主が「実施するよう努めなければならない取り組み（努力義務項目）」
- ③. 事業主が「実施することが望まれる取り組み（法定

を上回る取り組みに関する項目）」

改善すべき点を把握

各設問に解答すると、見本一や見本二のような診断結果シートが表示されます。

パートタイム労働法等の定める基準を満たしていない項目があること、その項目と根拠となる法律が表示されるため、改善することができます。

また、自社の得点率と他社の平均得点率がリーダーチャートで表示され、自社の取り組みの進んでいる分野や課題がある分野をひと目で確認することができます。

六月一日

- 健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

今国会に提出された「改正労働者派遣法案」が可決されれば、全業種で“派遣の恒久化”が進むと言われていきます。ただし、人（派遣労働者）は3年で派遣先を交代しなければなりません。

その結果、派遣労働者・派遣元・派遣先のうち誰にとってマイナスなのか、おおよそ検討のつく法案です。（きん）

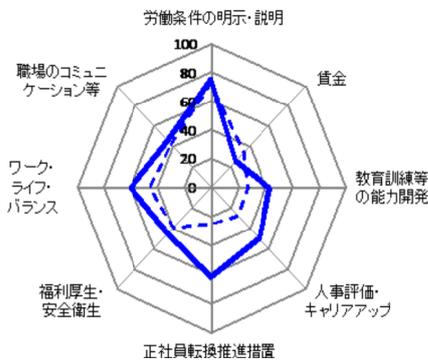
見本1

パートタイム労働者の雇用管理 診断結果シート

別添 3

<タイプ4：通常の労働者と職務の内容も異なるパートタイム労働者>

【法定を上回る取組の実施状況】



義務違反の可能性があります。下記の【法定違反の状況】をご確認ください。

努力義務の水準に達していない可能性があります。下記の【法定違反の状況】をご確認ください。

貴事業所の
総得点率
(※各軸の平均)
50.9%

見本2

【法定違反の状況】

	義務違反	努力義務の水準に達しない
労働条件の明示・説明	2項目	0項目
賃金	0項目	1項目
教育訓練等の能力開発	0項目	0項目
人事評価・キャリアアップ(※)	-	-
正社員転換推進措置	0項目	0項目
福利厚生・安全衛生	0項目	0項目
ワーク・ライフ・バランス	0項目	0項目
職場のコミュニケーション等	0項目	0項目

※人事評価・キャリアアップは法定事項なし。

五月の労務手続
「提出先・納付先」

五日～十一日
○ 児童福祉週間
「厚生労働省・地方自治体」

十二日
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203
TEL・FAX 075-571-8611
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com